

《包括許可要領》・《特定手続通達》改正の要点

米満 啓

平成31年4月1日から、上記2通達の改正版が施行になりました。申請手続のサポートを業としている者の目から見た重要点を簡単にまとめておきます。

1. 主な変更点

A (従来からのホワイト包括に加え) 特別一般包括・特定包括の手続が電子申請に。 「特定手続等運用通達(特定手続通達)に定めるところにより申請を行う」ことが申請者要件に盛り込まれたため。…《包括許可要領》のⅡ2(1)、Ⅲ2(1) ※ 武器返品包括・特定子会社包括は従来通り、書類で窓口申請。
B 包括許可の電子申請を「代理者」も行えるように。 従来、「8の包括許可の電子申請」には「代理者」を立てることを認めぬ旨の括弧書きがあったが、今回の改正で外された。…《特定手続通達》の3(1)
C ホワイト包括申請時における《自己管理チェックリスト受理票》提出を廃止。 《統括/該非確認責任者》登録一本になった。《《受理票》保有者も申請時には《責任者》登録を行うことになる。《受理票》保有のCP届出企業であれば《責任者》も当然設定済であるから、特段の変更とはいえない)  通達記述はややこしいので 附録1 で解説
D 特別一般包括・特定包括申請時の《CP受理票》が窓口提出から電子ファイル添付に。
E 特別一般包括・特定包括における「許可証の分割」制度を廃止。

2. ホワイト包括手続きはどう変わるか

輸出者自ら申請する場合は、実質的に変化なし。 C点(《受理票》提出制度を廃止)の影響はほとんどないと思われるから。

大きいのはB(「代理者」方式が認められたこと)。 どんな具合になるかという

「代理者」方式；代理人であることを明示した上で、業者名義で業者端末から申請する電子申請の申請様式においては、申請手続きを委任する側(輸出者)のNACCS利用者コードを「委任」として入力し、申請手続きを代理する側のNACCS利用者コードを「代理」として入力する…パブコメ募集結果より
手順； ① 「委任者」(輸出者)がNACCSシステムのIDを持っていることを話の前提とします。 (《特定手続通達》によるとホワイト包括許可は紙での交付を行わないのでNACCS未加入のままでは、折角取得しても許可証を通関に使えない) ② 「委任者」から「代理者」へ委任状と委任パスワードを送る。 ③ その委任情報を元にして包括許可を「代理者」が電子申請。 ④ 許可が下りれば許可情報が端末に送信される。 ⑤ 輸出時は、許可情報を税関に申告する。(「輸出承認証番号等」欄)  附録2 参照

今回改正される前は、(輸出者の) 本人名義でしか申請できませんでした。しかも電子申請ですから、当局に予め届け出た端末を使う必要がありました。

そのため私たち申請サポート業者が申請を代行するには、次の2通りしか方法がありませんでした。

- i お客様(輸出者)のオフィスに伺って登録済端末で申請ファイルを作成し、そこから経産省へ送信(申請)する
- ii 電話やメールで端末の操作方法を説明し、お客様の手で申請ファイルの作成と送信をしていただく

どちらも大変不便なことでしたが、この改正により、委任状・委任パスワードを頂戴すればあとはお客様を煩わすことなくこちらで申請作業を進めることが可能になったわけです。

3. 特別一般包括・特定包括手続きはどう変わるか

ホワイト包括とは反対のことが起こります。

輸出者自ら申請する場合は、はっきり変わります。(NACCSシステムによる電子申請が必須になるのですから)

逆に「代理者」方式についていえば、お客様に大きな変化はないと言えるでしょう。紙申請から電子申請への切り替えがあるとはいうものの、それは基本的には私たち「代理者」側の作業の変化です。それに特別一般や特定包括の場合は新制度のもとでも、許可証申請の前段階で自己管理チェックリスト提出(及び受理票入手)という高いハードルがあり、これは紙ベースで当局と折衝する必要があるからです。

そしてこの自己管理チェックリストの提出では、多くの企業が手こずります。社内の管理制度と実際の業務手順が当局のお眼鏡にかなうものか、ことこまかく審査されるからです。この工程こそ、特別一般包括・特定包括の手続で私たち申請サポート業者がお役に立てる局面であろうと思います。

そして私たちの手助けなしでめでたく提出に成功(受理票入手)までこぎつけた企業が、(許可証の)本申請だけ外部へ委任するというケースはおそらく存在しないでしょう。受理票入手をやったのける力量があれば、本申請も自力でやろうとする筈ですから。(実を言うと私たちの業界には「本申請のみの委任」を料金表に掲げている人もいますが、そういう形での委任が来ることがあるとは思えません。つまりその料金表の記述はお飾りということになります。実務をやったことがある人ならそんなことわからぬはずなのですが)

4. 結びとしてコマーシャル

今回の改正を機に、ホワイト包括の代理申請が増えていくことと期待しています。

当事務所では、先般 NACCS システムの ID を取得し、皆様の御利用をお待ち申し上げます。これから ID を取得しようという方々の御相談にも対応いたします。

どうかよろしくお願い申し上げます。

<附録1> ホワイト包括申請時における《自己管理チェックリスト受理票》提出廃止

通達中の根拠条文を解説します。

◆改正前の条文（《包括許可要領》）

条文抜粋	解説
<p>一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。</p> <p>なお、<u>（甲）2の（2）①の要件により申請を行う者については、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「特定手続等申請項目通達」という。）により（乙）該当の申請項目が規定されるまでの間は、申請時に統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式 a）1通を申請窓口に郵送又は提出すること。</u></p> <p><u>（丙）2の（2）②の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る。）の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出又は1通を申請窓口に郵送若しくは提出すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 下線部（甲）＝「2の（2）①の要件により…」とは、《遵守基準省令》で定めるところの「該非確認責任者」と「統括責任者」を登録することにより、申請資格を得て包括許可申請手続を行うことを言います。 下線部（乙）＝「該当の申請項目が規定されるまでの間」とは、現時点ではまだ《特定手続等申請項目通達》が完成途上にあり申請項目に関する記述が不完全（つまり統括責任者と該非確認責任者のシステム上の登録方式が未定）であるから、別途、紙ベースでの届出をせよ という意味です。 下線部（丙）の「2の（2）②の要件により…」とは、チェックリスト受理票取得を以て申請資格を得て包括許可申請手続を行うことを言います。

今回改正で削除

◆改正（上記のうち斜体字部分削除）の意味

まず下線部（甲）（乙）の削除は、「《特定手続等申請項目通達》が完成したから、統括責任者と該非確認責任者の登録については、紙ベース方式をやめる」（電子申請ファイルに入力して送信せよ）を意味します。

次に下線部（丙）の削除は、「チェックリスト受理票により申請資格を得た者も、その資格を示すにあたり、受理票コピー提出という紙ベース方式をやめる」ということです。

これらを削除した結果、「2の（2）①、②どちらのパターンで申請資格を得た者も共に《特定手続通達》に従って申請」ということだけが残ったわけです。

◆「《特定手続通達（改正版）》に従って申請」とはどういうことか

改正版通達（実は4月1日時点で公布を確認できていないのでパブコメ募集時の草案による）は次のように定めています。

申請者本人又は代理者は、専用電子計算機に備えられた申請者情報入力欄に、包括許可取扱要領 I 2(2)①に規定する該非確認責任者及び統括責任者に関する情報を入力した後、専用電子計算機に備えられたファイルから入手した一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請様式又は一般包括役務取引許可申請様式に、申請項目通達に規定する申請項目のうち必須申請項目を、当該項目の属性及び文字数に従って入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

以上より、2の（2）①、②どちらのパターンで申請資格を得た者も「統括責任者と該非確認責任者名を電子申請ファイルに入力」（そして電子申請）となったわけです。

< 附録 2 > 許可情報の税関申告画面

共通部 検定部

大額・少額識別
 申告等種別*
 申告先種別
 貨物識別
 申告等番号
 識別符号
 申告予定年月日

あて先官署
 あて先部門
 輸出者
 輸出者住所
 輸出者住所
 輸出者住所
 輸出者住所

輸出者電話
 税関事務管理人
 受理番号

申告予定者
 適関予定蔵置場
 仕向人
 仕向人住所
 仕向人住所
 仕向人住所
 仕向人国
 検査立会者

輸出管理番号
 貨物個数
 貨物重量
 記号番号

最終仕向地
 積込港
 貿易形態別符号
 積載予定船舶
 出港予定年月日

コンテナ本数
 税関調査用符号
 輸出承認証等区分*
 事前検査済貨物等識別

輸出承認証番号等	(1)	<input type="text"/>	(2)	<input type="text"/>
	(3)	<input type="text"/>	(4)	<input type="text"/>
	(5)	<input type="text"/>	(6)	<input type="text"/>
	(7)	<input type="text"/>	(8)	<input type="text"/>
	(9)	<input type="text"/>	(10)	<input type="text"/>
	(11)	<input type="text"/>	(12)	<input type="text"/>
	(13)	<input type="text"/>	(14)	<input type="text"/>
	(15)	<input type="text"/>		

インボイス番号等